



® 平成30年 2 月 7 日 (水)

No. 14623 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆特許及び商標分野の韓国大法院判決の
流れと変化 (上) (1)

特許及び商標分野の韓国大法院判決の 流れと変化 (上)

漢陽大学法学専門大学院教授・韓国知識財産学会会長

尹 宣熙 (ユン・ソンヒ)

韓洋国際特許法人 弁理士

朴 頂緒 (譯)

I. はじめに

本稿は、2011年下半年から2017年上半年にあった大法院判例の回顧を通じて、知的財産権分野の流れと変化を検討するためのものである。

社会があるところに法がある、「Ubi societas, ibi ius」という法言をあえて引用しなくとも、人間活動

の表象といえる社会現象は、法制度とその運営に大きな影響を及ぼす。知的財産権法は、実質的な実用領域に関するものであって、今日の社会、文化、科学等、様々な領域での変化が知的財産権の領域に速く浸透しており、無形の知的財産が競争力の源泉となり、新たな市場と価値を生み出す知識基盤社会が

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会 (原則月1回18時から20時まで。懇親会あり) を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

深化しながら、優れた知的財産を確保するための競争がますます激しくなっている。

無体財産権とも呼ばれる知的財産権は、その権利の内容を文章として表現すると明確に表現（確定）することに限界があって、不明な面を基本的に持たざるをえない。したがって、司法部の最高・最終判断機関である大法院の知的財産権法を対象とする法の解釈は、国民の財産権だけでなく、国境を往来する様々な国内外の権利主体の利害関係に大きな影響を及ぼす。

2011年は、知的財産の価値が最大限発揮されるよう、国の発展と国民の生活の質の向上を図るための知的財産基本法¹が施行された頃であり、この法律分野への関心が高まっているときであった。上記期間では、それまで以上に活発に知的財産権分野の様々な争点が大法院で検討されており、これにより、全員合議体判決等が活発に言い渡された。

特に、特許法に関する全員合議体判決は、それ以前と明確に区別される。この期間の全員合議体判決は、量的にそれ以前と差別化されているだけでなく²、その内容の面でも韓国の解釈に基づく特許制度が今やと開始されたと評価できる程度であると思う。

医薬の投与用法と投与用量が発明の構成となり得るのかに対する全員合議体判決は、多数意見のほか、別個意見と補足意見まで説示することにより、その論議をより深め³、権利範囲の解釈については、行政府である特許審判院の権利範囲確認審判の判断範囲と、権利の存続を前提とした民事・刑事事件で法院の権利欠缺に対する判断範囲等についても積極的に最高法院としての基準を定立した⁴。それ以外にも、著作権分野、意匠分野、商標分野、不正競争防止及び営業秘密保護分野等でも意味のある多くの判決が言い渡された。

判決の流れと変化を検討するためには、下級審判決に対する検討と知的財産権分野以外の判決も考慮することが好ましいが、大法院判決が下級審に対する強い拘束力を持つ最高法院の判決という点、重要な争点がこの期間に深く取り扱われたという点等と共に、判決が言い渡された後の学界の関心と論議の経過を考慮して、以下では、この期間に言い渡された全員合議体判決を中心として述べており、意味のある判決を追加した。

この期間の判決が扱った数多くの争点の中で、本稿でまとめたものはごく一部であるといえ、本稿で言及していない多くの判決や争点も大法院の深い苦悩の末の産物であり、その一つ一つが掘り下げて考察するに値する。

●本稿は、パク・テイル部長判事およびイ・スンフン弁理士のご協力によって著すことができた。お二人に感謝致します。

Ⅱ. 特許法の分野

1. 保護の対象：発明の構成

イ. 医薬用途の発明

(大法院2015年5月21日言渡2014Hu768全員合議体判決)

産業財産権の最も代表的な実体法でかつ手続法である特許法は、通常、知的財産法の憲法と呼ばれるほど、著作権法と共に知的財産権の分野で非常に重要な位置を占めている。産業構造と科学技術の多様化と高度性により特許法が考慮する要素も様々な局面で展開されている。そのうち、第一に考慮されるものは、特許法の保護対象に関するものである。すなわち、特許法上の発明をどのように把握するのかに関する論議である。各国の特許法とその法に基づく特許権は、国ごとに独立して存在して地域的制限を有し、特許の対象をどの範囲まで認めるのかという問題は、各国の産業の発達程度と経済、社会及び文化等、諸事情を考慮して政策的に決定されるものである。

ちなみに、大法院2014年5月16日言渡2012Hu3664判決等は、医薬用途が発明の構成要素であることを明示したものであり、大法院2015年5月21日言渡2014Hu768全員合議体判決は、「医薬用途発明の投与用法と投与用量」が発明の構成になり得るのかに関する全員合議体判決であって、多数意見だけでなく、別個意見と補足意見により、その苦悩の深さを示した。また、上記全員合議体判決を通じて、医薬用途が発明の構成になり得る理由を具体的に述べている。

用途発明とは、特定の物質に存在する特定の性質のみを用いて成立する発明を意味し、厳密な意味から創作ではなく、発見に過ぎないが、その物